

## 介護保険料の お知らせ

# 7月初旬に65歳以上の方へ 納入通知書をお送りします

介護保険制度は、住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らせるように、また介護が必要になっても、安心して自立した生活を送れるように社会全体で支えていく仕組みです。

### ● 保険料の決まり方は？ ●

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料は、市で決められた基準額(年額68,880円)をもとに、ご本人の所得や同じ世帯のご家族の課税状況に応じた負担になるように段階的に決まります。

### ● 納め方は2種類あります ●

#### 特別徴収

年金が年額18万円以上の人は、あらかじめ年金から差し引かれます。ただし、次のような場合には一時的に納付書(普通徴収)で納めていただきます。

- 年度途中で65歳になった
- 転入
- 保険料の所得段階が変更になった、など

#### 普通徴収

年金が年額18万円未満の人は、納付書で納めていただきます。

※期日までに市役所会計課・支所、指定金融機関でお支払いください。便利な口座振替がおすすめです

※第1期の納期限は8月2日(月)です



**新型コロナウイルス感染症に関する減免制度もあります。詳しくは高齢者介護課にお問い合わせください。高齢者介護課 ☎57-8510**

## 令和3年度の保険料一覧

※第1段階から第3段階の保険料は、令和元年10月からの消費税引き上げに伴い軽減されています

所得段階	対象者	調整率	保険料(年額)
第1段階	●生活保護受給者 ●老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方 ●世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.30	※20,660円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	基準額 ×0.45	※30,990円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	基準額 ×0.70	※48,210円
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.90	61,990円
基準額 第5段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方	基準額 ×1.00	68,880円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	基準額 ×1.20	82,650円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	基準額 ×1.30	89,540円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上300万円未満の方	基準額 ×1.50	103,320円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	基準額 ×1.75	120,540円
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上の方	基準額 ×1.85	127,420円

## 「粗大ごみ(種類限定) 集積所回収」のお知らせ

粗大ごみ(種類限定)を地区のごみ集積所へ出すことができます。

※事前に希望届出が必要です

### 収集品目

化粧ビン・ガラス製品・陶磁器類  割れた物可	乾電池・温度計 体温計  ボタン電池可 充電式不可	蛍光灯管 電球類・鏡  割れた物可	傘(分解不要) 	ライター・着火具類 (分解不要) 
------------------------------	---------------------------------------	----------------------------	-------------	-------------------------

品目ごとに分別し市指定資源ごみ袋で出してください。

※硬質プラスチック類・家電製品は出せません。ご注意ください

### 収集日・場所

10月のビンの日 .....▶ 赤岡町・香我美町・夜須町・吉川町

10月のビン・金属の日 .....▶ 野市町

※午前8時までに出してください



地域から希望届があったごみ集積所で回収します

希望する地区は、地区で協議のうえ収集日当日の当番員を決めていただき希望届出書(広報8月号配布時に町内会長へ配布)を環境対策課に提出してください。

分別等の説明資料を配布します。

環境対策課 ☎57-8508

### ○ 注意事項 ○

- ★市指定資源ごみ袋に入りきれないものは出せません
- ★収集品目以外のものは収集できません
- ★収集できないものが残った場合は、申請者等地域で処分をお願いします。粗大ごみ受入施設に持ち込みが必要な場合に許可証をお渡しします。

！ルールを守らないと！  
ごみ集積所を管理している方の迷惑になります